

第1章 計画の改定に当たって

1	これまでの取組	2
2	計画の位置付け	3
3	計画の目標年次	3
4	県がめざす男女共同参画社会～平成22(2010)年の姿～	4
5	基本的な視点	6
6	計画改定の経緯	6
7	計画改定の内容	7
8	施策の推進	8

いっしょに
ふたつから

1 これまでの取組

県は、豊かで活力ある社会を築いていくため、男女が、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現をめざしています。

平成13(2001)年12月には、県と県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「広島県男女共同参画推進条例」を制定しました。条例では、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定することが規定されています。

このため、条例に基づく初めての計画として、条例の五つの基本理念を基に、県が取り組むべき施策を明らかにした「広島県男女共同参画基本計画」(以下「計画(第1次)」といいます。)を、平成15(2003)年2月に策定し、様々な施策を実施してきました。

【条例の五つの基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画の機会の確保
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

2 計画の位置付け

広島県男女共同参画基本計画は、「広島県男女共同参画推進条例」及び「男女共同参画社会基本法」に基づくものであり、県の男女共同参画に関する施策を総合的に推進するための基本となる計画です。

● 条例第7条（基本計画）

知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を定めるものとする。

● 基本法第14条（都道府県男女共同参画計画等）

都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。

3 計画の目標年次

■ 目標年次 平成22（2010）年度

国の「男女共同参画基本計画」（平成12（2000）年12月策定の第1次基本計画）と同じ平成22（2010）年度を目標年次としています。

4 県がめざす男女共同参画社会 ～平成22(2010)年の姿～

「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことです。

「広島県男女共同参画推進条例」では、男女共同参画を推進するための基本となる考え方を基本理念として示しています。

この基本理念に基づいて、県、県民、事業者がそれぞれの責務を果たすことによって創り出される社会、それが県がめざす男女共同参画社会です。

■ 県の責務

男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。

また、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町と連携して取り組みます。

■ 県民の責務

家庭、学校、職場、地域などで、男女がお互いに協力して男女共同参画の推進に努めることが大切です。

また、男女間での暴力的行為や性的な言動による精神的苦痛を与える行為などにより男女の個人としての尊厳や人権を損なうことのないようにしなければなりません。

■ 事業者の責務

事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めることが大切です。

～広島県男女共同参画推進条例から～

県は、平成22(2010)年を目標とした「広島県の男女共同参画社会」の姿を描き、その実現に向けた取組を積極的に展開しています。

平成22(2010)年の実現をめざして

男女が、互いの違いを認め合い、互いの人権を尊重しながら、
その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野で共に参画し、
責任も分かち合うことのできる社会

■家庭では

- 家族が互いに尊重し協力し合って、家事や子育て、家庭教育や介護などを行っています。

■学校では

- 一人ひとりの個性を尊重し豊かな心を育む教育が行われています。

■職場では

- 女性の登用、職域の拡大が進むなど、男女が対等な構成員として、個性と能力を発揮できる環境が整備されています。
- 家庭や地域社会での生活を大切にしながら、だれもが安心して働き続けることができる環境が整備されています。

■地域社会では

- 地域社会全体で子育てや介護を支援できる体制が整備されるなど、だれもが自立し安心して暮らすことができるまちづくりが推進されています。
- 様々な分野における政策・方針の立案及び決定過程に男女が共に積極的に参画しています。
- 男女共同参画に関する様々な学習の機会が確保され、男女共同参画の推進に向け主体的な取組が行われています。

■行政では

- 男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策が推進されています。

5 基本的な視点

男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画を推進するための「しっかりとした環境を創る」、「実践する人を創る」、「私たちが安心して暮らすことができる社会を創る」という視点が重要です。

このため、「環境づくり」、「人づくり」、「安心づくり」という三つの視点から男女共同参画を推進するために取り組むべき施策を展開することとしました。

6 計画改定の経緯

計画（第1次）に掲げる具体的施策の推進期間が平成17(2005)年度で終了することに伴い、具体的施策を見直すこととし、計画（第1次）の改定を行い、「広島県男女共同参画基本計画（第2次）」（以下「計画（第2次）」といいます。）を策定することとしました。

「広島県男女共同参画推進条例」では、改定に当たって、あらかじめ、広島県男女共同参画審議会の意見を聴くことが規定されていることから、平成17(2005)年6月14日に、計画に盛り込むべき事項について諮問しました。

広島県男女共同参画審議会では、計画（第1次）の検証や新たな課題等について検討が行われるとともに、県民からの意見募集の結果を踏まえ、調査・審議が行われました。

その結果、計画（第1次）策定後の社会・経済環境の変化等を踏まえ、計画を改定していくに当たり、今後、県が男女共同参画を推進するために重点的に取り組むべき項目、具体的施策の方向等についての意見が取りまとめられ、平成17(2005)年12月26日に答申が行われました。

この答申の内容を反映させるとともに、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17(2005)年12月策定）を^{*1}勸案し、また、広島県総合計画「元気挑戦プラン」との整合を図り策定しました。

用語の解説

■*1 広島県総合計画「元気挑戦プラン」

「住んでみたい、住み続けたい」と実感できる、「活力と安心、希望のある『元気な広島県』の実現」に向けて、本県の将来像や、政策の方向、取り組むべき施策などを明らかにした県政運営の中期的指針。

【策定年月】平成18(2006)年3月 【計画期間】平成18(2006)～22(2010)年度

7 計画改定の内容

■ 具体的施策の推進期間

- 計画(第1次) 平成15(2003)～17(2005)年度
 - 計画(第2次) 平成18(2006)～22(2010)年度
- 計画(第1次)の具体的施策の推進期間が平成17(2005)年度末までであることから、平成18(2006)年度を始期とし、計画の目標年次である平成22(2010)年度末までの5年間を推進期間とします。

■ 重点項目

急速に変化する社会経済環境に対応しながら男女共同参画をより一層推進するため、「環境づくり」、「人づくり」、「安心づくり」という三つの基本的な視点ごとに掲げる次の項目を重点的に実施します。

【重点的に取り組む項目】

環境づくり

男女共同参画を推進するための環境づくりとしては、働く場における環境の整備が重要です。職場において、事実上存在している男女間の格差の解消に努めるとともに、女性の登用を積極的に推進することなどにより、男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができる環境の整備に取り組みます。

また、少子高齢化が進展する中で、男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができる環境の整備に取り組みます。特に、多様な働き方や、男性も含めた「働き方の見直し」が可能となるよう、環境の整備に取り組みます。

人づくり

男女共同参画を推進するための人づくりとしては、家庭、学校、地域など社会の様々な分野で、男女がお互いに協力して男女共同参画を推進するよう、啓発を行うことが重要です。

特に、少子高齢化や家族形態の多様化が進む中で、豊かで活力ある社会を築くために、男女が共に積極的に子育てに参画できるよう支援策を講じます。

安心づくり

男女共同参画を推進するための安心づくりとしては、だれもが安心していきいきと暮らすことができる社会を築いていくことが重要です。

中でも、男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つである配偶者からの暴力をはじめとする男女間のあらゆる暴力の防止に向けた取組を推進します。

8 施策の推進

「広島県男女共同参画推進本部」を中心に、各部局が連携を密にし、計画に掲げる具体的施策を着実に推進します。

施策の推進に当たっては、施策目標に関連する指標を数値化した「行動目標」を設定し、具体的施策の成果を検証することにより、計画的に実施します。

男女共同参画社会の実現に向け、県民と事業者の理解と協力のもとに、市町と連携し、施策の推進を図ります。